



特集

「適正原価」をめぐる議論

2030年からトラック運送事業の「許可更新制」が開始されますが、その際に基準として注目されているのが「適正原価」です。今回はこの「適正原価」について現状をまとめました。



「貨物自動車運送事業法」をチェック

まず、「貨物自動車運送事業法」をみてみましょう。

(運賃及び料金に係る適正原価)

第九条の二 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課その他の事業の適正な運営の確保のために通常必要と認められる費用であって国土交通省令で定めるものを的確に反映した積算を行うことにより、貨物自動車運送事業の適正な運営を図るための原価を定めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の原価(以下「適正原価」という。)を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。



適正原価については、2028年6月までに詳細が決まる予定です。

(適正原価を下回る運賃及び料金の制限)

第九条の三 一般貨物自動車運送事業者は、前条第二項の規定による適正原価の告示があった場合においては、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃及び料金が当該適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者は、前条第二項の規定による適正原価の告示があった場合において、自らが引き受ける貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を利用するときは、その利用する運送に係る運賃及び料金が当該適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。

荷主から直接受取る運賃だけではなく、協力会社に支払う運賃も「適正原価」を下回るとは許されていません。このことから「適正原価」は「下限運賃」とも言われています。



適正原価をめぐる方向性

適正原価は下限運賃と捉えられていますが、運送事業を所管する国土交通省の石原自動車局長は次のように述べています。

- ・「適正原価」は下限運賃制度ではない。
- ・収受した1回ごとの運賃では判断しない。トータルで適正原価を上回るのか下回るのか。

適正原価制度の課題

石原自動車局長の発言にもあった通り、適正原価は1運行ごとに判断するのではなく、一定の期間における総運行で判断することになりそうです。その場合、以下の課題が出てくるでしょう。

①実務上、適正原価を下回る運賃の提示が可能になる

1運行ごとに適正原価を上回っているのか、下回っているのかを判断するわけではないので、実務上では適正原価を下回る運賃の提示が可能です。ある荷主は適正原価を下回る安価な運賃というメリットを享受しながら、運送事業者に対して「別の荷主の運行で適正原価を下回らないよう調整してほしい」というやり取りが出てくるかもしれません。

②「適正原価」は恣意的に調整可能になる

たとえば1年間の総運行において「適正原価」を上回っているのか、下回っているのかを判断する指標になりそうなものは営業利益です。ご存じの通り、営業利益とは売上総利益(売上高-売上原価)から販売費及び一般管理費(販管費)を引いたものです。この場合、販管費を調整することで営業利益を多くすることができます。例えば、ドライバーや事務員の給与を削減することでも営業利益を大きくすることができます。しかし、ドライバーへの待遇を向上させようとする現状の政策とは矛盾します。

運送業を持続可能にするために

適正原価制度についてはまだ詳細が決まっていますが、次の2つのポイントを検討すべきだと考えます。

1つ目は運送事業者にとって「交渉材料」となる仕様にしないことです。物流を止めないという至上命題の下、運送事業者を取り巻く環境の改善、運送事業に携わる者の待遇改善が進められている中で政府は運送事業者による荷主への交渉を後押ししています。適正原価制度は事業許可更新に関わる重要なポイントです。運送事業者任せにするのではなく、サポートする内容であってほしいと願っています。

2つ目は運送事業者にとって「負担」とならないことです。一定期間における適正原価をどのような指標で確認するのかを慎重に検討する必要があります。



他業界へも大きな影響 行政書士法の改正

2026年1月1日より改正行政書士法が施行されました。この改正は、行政書士業界のみならず、他業界へも大きな影響を及ぼす内容となっています。

改正の背景

行政書士は他人から依頼を受け報酬を得て、

- ①官公署に提出する書類
- ②権利義務に関する書類
- ③事実証明に関する書類

を作成することが業とされており、これらは行政書士の独占業務です。

しかし、一部の業者は無資格にもかかわらず、①～③までを業務として行ったり無償サービス、付帯サービスとして顧客に提供していました。

今回の改正ではそのような非行政書士行為を改めて取り締まるとともに、行為者だけではなく所属する法人への罰則強化によって非行政書士行為の抑止を図る目的があります。

改正のポイント

■業務制限規定の明確化

会費、手数料、コンサルタント料などの名目であっても、実質的に報酬と見な

される業務は行政書士の独占業務であることが明確化されました。

■両罰規定の整備・強化

無資格者が業務制限規定に違反した場合、行為者だけでなく、その行為者が所属する法人にも罰金刑が科されるようになりました(両罰規定の拡大)。

違反が疑われる具体的なケース

ケース1 自動車ディーラー

「車両本体価格」の中で登録書類あるいは書庫証明書類の作成を代行していた場合、改正行政書士法に抵触する可能性があります。

ケース2 トラックディーラー

「車両本体価格」の中で増車・減車に関わる事業計画変更書類の作成を代行していた場合、改正行政書士法に抵触する可能性があります。

自動車ディーラー、トラックディーラーが実際に書類作成を代行することは、例えば車両本体価格のみの徴収にとどまっていたとしても、車両本体価格の一



部を書類代行費用として徴収しているとの疑義が生じます。

法改正に対する対策

①行政書士以外の者は書類作成業務に携わらない

自動車ディーラー、トラックディーラー自らが顧客に代わって書類作成を行っている場合、なんらかの名目で書類作成代行報酬を徴収していると見なされる可能性があります。

行政書士以外の者は自ら書類作成業務に関与しないことが重要です。

②顧客に「行政書士費用」として明確に請求する

顧客に請求する料金において、行政書士費用として請求項目を立てることによって、自動車ディーラー、トラックディーラーが提供するサポート費用と行政書士に支払う費用とを明確に分けることができます。

顧客に行政書士費用として請求することが重要です。



衆議院の解散

2026年1月23日に60年ぶりとなる通常国会冒頭解散が行われました。国際秩序が大きく乱れる中、日本のかじ取りを誰に託すのかを決める大切な選挙です。今回の佐久間の部屋では選挙にまつわる小話を紹介します。

①空箱確認

「空箱確認」とは、主に選挙の投票開始前、投票箱が本当に空であることを確認する手続き(ゼロ票確認)です。公正な選挙の証明として、投票所に一番乗りした有権者が投票管理者と共に確認します。

私はこの空箱確認をしたくて、20歳になって初めて行った選挙で、投票所開場の2時間前から並びました(ちなみに2番目の方が来たのは開場の5分前(笑))。

②投票用紙は「紙」ではない

鉛筆との相性が最高な投票用紙ですが、実は紙ではなく樹脂で作られています。投票箱に折って入れた際、紙は折られたままですが樹脂は開きます。このため、開票作業が効率化されるのです。

③衆議院の「解散権」は内閣総理大臣が持っているわけではない

日本国憲法第7条に「衆議院を解散することが天皇の国事行為である」ことが明記されているので、衆議院の解散権は天皇にあると言えます。しかし、日本国憲法第3条に「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とする」とされています。

つまり、形式上では天皇の権限であり、実質的には内閣総理大臣の専権事項と言えます。

④通称認定ができる

立候補届出は、本名(戸籍上の氏名)で行うのが原則ですが、本名以外で広く通用している「通称」がある場合、立候

補届と同時に「通称使用の申請」を行うことが可能です。

この申請を行うためには、その通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料(名刺、著書等)を提示しなければなりません。芸名人や著名人が芸名で立候補する場合にこの資料が必要です。

代表例：森田健作氏(前千葉県知事、戸籍名は鈴木栄治)

現在の選挙制度は先人たちのおかげで成り立っています。皆さんの手にある選挙権は当然のものではなく、先人たちが勝ち取った賜物であることに感謝しつつ投票所へ行きましょう！

